

災害への備え

食料等の備蓄品を用意し、避難所や避難ルートを確認しておきましょう。また、飼い犬と同行避難できるよう、日頃からワクチン接種等の健康管理を行い、ケージに慣らしたり、吠えないようにトレーニングをすることも大切です。

● 以下のような物資を少なくとも5日分は準備しておきましょう

- ペットフード、水、食器、薬、療法食
- ペットシーツ、トイレ用品、排泄物の処理用具
- ケージやキャリーバッグ
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- ポリ袋、ガムテープ、新聞紙
- タオル、ブランケット、おもちゃ



市ホームページ

犬による感染症の知識を持ちましょう

動物と人の双方に感染する病気(人獣共通感染症)について、正しい知識を持ち、人への感染を防ぎましょう。過剰な接触を避け、ペットに触ったときは手を洗うことが大切です。

狂犬病も人獣共通感染症であり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。現在、日本での発生はありませんが、世界では年間に約5万5千人の人が亡くなっています。必ず狂犬病予防注射を接種しましょう。



厚生労働省
ホームページ
動物由来感染症

逃げたときは

保健所にお電話ください。似た犬の情報が入り次第ご連絡することができます。また、警察署の落とし物係にも届け出てください。

- 吹田市保健所 ☎06-6339-2226
- 吹田警察署 ☎06-6385-1234



お問い合わせ先

吹田市健康医療部衛生管理課(保健所内)

〒564-0072 吹田市出口町19-3 電話:06-6339-2226

犬の飼い主の皆様へ



動物の遺棄・虐待は犯罪です
責任を持って最後まで飼いましょう



この印刷物は、環境にやさしい
VEGETABLE 紙とインキを使用しています。



Suita City

マイクロチップ登録

令和4年6月以降に購入した犬には必ずマイクロチップが装着され、マイクロチップ情報登録システム(以下、「システム」)に直近の所有者(販売者)の情報が登録されています。購入後は自身の名義に変更しなければなりません。また、システムに登録された犬を譲り受けた場合も同じ手続きが必要です。



マイクロチップ
情報登録システム

飼い犬登録

生後91日齢以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき飼い犬登録及び鑑札の装着の義務があります。飼い始めたとき、住所や所有者が変わったとき、飼い犬が死亡したときは手続きが必要です。



市ホームページ

マイクロチップ登録で飼い犬登録手続きを簡単に

吹田市では、令和5年6月以降にシステムに新規登録又は変更登録すると、飼い犬登録や変更の手続きが自動的に完了します。同時にマイクロチップが鑑札とみなされ、鑑札装着は不要になります。既に鑑札がある犬にマイクロチップを装着し、システム登録を行ったときは不要になった鑑札を保健所に提出してください。



狂犬病予防注射

飼い主は、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせ、保健所又は動物病院で交付を受けた注射済票をその犬に着けておく義務があります。注射済票の交付手数料は550円です。また、狂犬病予防注射の時期は、毎年4月1日から6月30日と定められています。

動物病院での注射済票の交付

注射済票は市内の動物病院で交付を受けられる場合があります。吹田市ホームページに掲載する動物病院一覧を参照してください。その他の動物病院でも交付申請を代行している場合がありますので、動物病院にお尋ねください。

放し飼いの禁止

● 自宅敷地内で

飼い主は、飼い犬を屋内や壁のある庭などの逃げられない場所で飼う場合以外は、常につないでおかなければなりません。

● 散歩などの外出時は

飼い主は、飼い犬にリードを着けなければなりません。人を咬んでしまうことがないように、人や自転車などとすれ違うときはリードを短く持ちましょう。交通事故などから飼い犬を守るためにもリードは必要です。

周囲への迷惑防止

● 糞の放置は禁止です

飼い主は、飼い犬が野外で糞をしたときは袋などに入れて持ち帰らなければなりません。おしっこをしたときは水で流しましょう。糞尿をした場所は、片付けたり水で流したりしたとしても気持ちのいいものではありません。高齢や病気で犬が外に出られなくなったときのためにも、トイレは自宅でできるよう、若いうちからしつけをしましょう。

● 鳴き声で近所に迷惑をかけていませんか？

飼い犬がよく吠える場合は、吠える理由を見極めて、原因から対処しましょう。

● 繁殖をコントロールする

無計画な繁殖の結果、多頭飼育となり、近隣とトラブルが生じる場合があります。繁殖を望まない場合は不妊手術を行いましょう。

その他のルール

● 玄関先の人の見やすい箇所に犬を飼っていることを表示しましょう。

● 犬が誰かを咬んでしまったときは、保健所へ咬傷届を提出し、動物病院で狂犬病に関する検査を受ける必要があります。

● 犬猫合計10頭以上飼うときは大阪府に届出が必要です。

